

Title	反トラスト法域外適用における国内効果例外の直接性要件の再考： グローバル・サプライチェーンに関わる諸判決を契機として
Sub Title	Reconsideration of the directness requirement in the domestic effects exception for extraterritorial application of antitrust law
Author	段, 禹成(Duan, Yucheng)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2025
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.144 (2025. 3) ,p.109- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20250315-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

反トラスト法域外適用における 国内効果例外の直接性要件の再考

——グローバル・サプライチェーンに
関わる諸判決を契機として——

段 禹 成

- 一 はじめに
- 二 反トラスト法域外適用における国内効果例外の直接性要件の概説
 - (一) 外国取引反トラスト改善法の概説
 - (二) 国内効果例外の直接性要件の概説
- 三 直接性要件の解釈に関する従来の裁判例および理論上の検討
 - (一) 直接性要件の解釈に関する従来の裁判例
 - (二) 直接性要件の解釈に関する理論上の検討
- 四 グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件の捉え方
 - (一) 代表的な事例における直接性要件に関する控訴裁判所の各判断
 - (二) グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件の判断基準
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

一般に、国外で行われた行為に対して自国競争法を適用することを競争法の域外適用という¹⁾。初期の競争法域外適用は、外国から強い反発ないし対抗立法など国際衝突を招いた時期もあった²⁾が、今日では、各国の競

1) 泉水文雄・土佐和生・宮井雅明・林秀弥『経済法』（有斐閣、第2版、2015）387頁〔土佐和生〕、村上政博『独占禁止法』（弘文堂、第10版、2022）102頁、岸井大太郎ほか『経済法：独占禁止法と競争政策』（有斐閣、第9版補訂、2022）442頁〔稗貫俊文〕など参照。

2) 例えば、1947年に制定されたカナダのオンタリオ州の事業記録保護法（Business Records Protection Act）は、州外の立法・行政命令又は判決に従っ

争法がどの範囲を違反と論じてよいかとの問題について、国際法が特段の縛りをかけていることはなく、各国が自国法の解釈として共通に採用している考え方に準拠していればよい、という考え方が定着している³⁾。具体的にどのような場合に競争法の適用を行うのかという判断基準としては、自国の領域内で行われた行為に対してのみ国内法を適用するという属地主義、行為の一部が国内で行われた場合であっても国内法を適用するという客観的属地主義、そして、行為が自国の領域外で行われた場合であっても、当該行為が国内市場に一定の効果を及ぼす場合には国内法を適用するという効果理論がある⁴⁾。

歴史的に域外適用に積極的と思われる米国の競争法（以下、「反トラスト法」）は、シャーマン法⁵⁾、クレイトン法および連邦取引委員会法を中核とした一群の法律によって構成されている。1890年制定のシャーマン法は反トラスト法の中で最も古く、かつ基本的な性格を有する⁶⁾。1982年に制定された外国取引反トラスト改善法（以下、「FTAIA」）⁷⁾ はシャーマン法の国際的適用範囲について規定し、成文法としての効果理論を確立した。今日では、反トラスト法を域外適用できるかは、FTAIAの解釈問題となっ

て州内の事業記録を州外に持ち出すことを刑事犯として禁止している。また、1980年に制定された英国の貿易利益保護法（Protection of Trading Interests Act）は、英国で事業活動を行う英国市民や事業者が外国の裁判所にて外国競争法に基づいて数倍額損害賠償を命じられた場合、そのうちの実損害を超えた部分については国内で取り返すことができると規定している。星正彦「独占禁止法の域外適用：欧米における競争法の域外適用理論の進展と日本におけるその受容と新展開に関する一考察」一橋大学博士論文（2011）33頁。

3) 白石忠志『独占法講義』（有斐閣、第10版、2023）241-242頁。

4) 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄『独占禁止法』（弘文堂、第6版、2018）433頁参照〔田村次朗〕。

5) Sherman Antitrust Act. 同法の1条は取引制限を内容とする共同行為の禁止規定および刑罰規定となり、2条は独占を形成し維持する行為の禁止規定および刑罰規定となる。以上の規定に違反する行為に対し、刑事訴追、政府または私人による差止請求、または被害者による三倍損害賠償請求を行うことができる。

6) 松下満雄・渡邊泰秀『アメリカ独占禁止法』（東京大学出版会、第2版、2012）5-6頁。

7) The Foreign Trade Antitrust Improvements Act. 15 U. S. Code § 6a.

ている⁸⁾。

FTAIAは、外国取引に関与する行為について、シャーマン法の適用を原則的に禁止する規定である。すなわち、国際的な事件においてシャーマン法を適用するには、この一般的な禁止規定を乗り越える必要がある。但し、FTAIAは、輸入取引に関与する行為、または米国内に対して一定の効果を及ぼす行為については、シャーマン法の適用が禁止されないとしている⁹⁾。本稿は、輸入取引に関与する行為にFTAIAが適用されないという規定を「輸入取引例外」¹⁰⁾といい、米国に一定の効果を及ぼす行為にFTAIAが適用されないという規定を「国内効果例外」¹¹⁾という。これらいずれかの例外規定の要件が満たされる場合、米国外で行われた反競争的行為であっても、シャーマン法を適用することができる。その中、国内効果例外における「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果 (direct, substantial, and reasonably foreseeable effect)」という要件が、効果理論の具体化として¹²⁾最も中核的な規定となっている。

国内効果例外の該当性について、特に問題となる「直接的」の意味（直接性要件）に関しては、従来から、「直接的」効果を中間的媒介項なしに即時に生じる効果に限定するとした見解と、領域外で行われた行為が原因となって領域内の効果が生じたという因果関係があれば、中間地点・中間業者・中間的製造工程が介在していても「直接的」といえるとした見解がある¹³⁾。本稿は、前者を「即時的結果論」といい、後者を「合理的近因論」

8) 越知保見「部品カルテル問題と日米欧独占禁止法の域外適用（1）：域外適用問題第3ステージへ」国際商事法務41巻10号（2013）1463頁。

9) 詳細は二章一節参照。

10) 「import exclusion」、「import trade or commerce exception」、または「import exception」などにあたり、「輸入留保」とも訳される。土田和博「独占禁止法の国際的執行——逡巡、適用、協力」日本経済法学会年報34号（2013）7頁参照。

11) 「domestic effects exception」、「effects exception」、または「direct effects exception」などにあたり、「直接効果例外」とも訳される。越知・前掲注8）。

12) FTAIA型効果理論とも呼ばれる。星・前掲注2）272頁参照。

13) 土田・前掲注10）8頁参照。

という¹⁴⁾。

2010年代以降、企業活動の国際化により、日米欧の主要メーカーは、外国に設立した子会社などに部品生産を委託し、多数の国から調達した部品を集約し、本社所在国あるいは外国で製造して世界各国に輸出している。こうしたグローバル・サプライチェーンに対応して、競争法の域外適用を調整する必要が生じている¹⁵⁾。例えば、域外でカルテル合意がなされた部品によって組み立てられた完成品が域内に輸入された場合、自国競争法の管轄が及ぶかという問題が新たな課題となっている¹⁶⁾。米国反トラスト法の文脈でいえば、複数国に跨る生産ネットワークの下で製造される完成品に用いられる部品について米国外で反競争的行為が行われ、完成品が米国に輸入されるなどの場合、上記の諸要件、とりわけ「直接的」の解釈が重要な争点となる¹⁷⁾。実際に、米国では、グローバル・サプライチェーンを背景とした国際カルテルが問題となった2015年のAUO事件¹⁸⁾ およびMotorola事件¹⁹⁾ が生じた²⁰⁾。

AUO事件とMotorola事件は、同一の国際カルテルについて、米国の競争当局が刑事訴追を行った刑事事件（AUO事件）と、私的原告が損害賠償を求めた民事事件（Motorola事件）である。AUO事件控訴審判決で問題となった国際カルテルの米国へ及ぼした効果が「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能」であると認められたのに対して、Motorola事件控訴審判決²¹⁾ は同カルテルの米国へ及ぼした効果が「直接的」ではないと判断した。

14) 詳細は二章二節および三章参照。

15) 滝川敏明「独禁法と反トラスト法域外適用の限定基準：米国モトローラ事件と日本のテレビ用ブラウン管事件」国際商事法務43巻4号（2015年）477頁。

16) 越知・前掲注8）。

17) 土田・前掲注10）8頁。

18) United States v. Hui Hsiung, 778 F. 3d 738 (9th Cir. 2015).

19) Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp., 775 F. 3d 816 (7th Cir. 2015).

20) これらの事例に類似して、EUではInnoLux事件（Case C-231/14 P, InnoLux Corp. v European Commission, [2015] EU:C:2015:451）およびIntel事件（Case C-413/14, Intel Corp. v European Commission, [2017] EU:C:2017:632）、日本でもブラウン管事件（最判平成29年12月12日民集71巻10号1958頁）が生じた。

21) Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp., 746 F. 3d 842 (7th Cir. 2014).

その後、競争当局は再審理を求める意見書を出して、Motorola 事件控訴審判決が「直接的」を狭義に解釈することは、実質的かつ意図的に米国内の取引と消費者に損害を与えるカルテルを有効的に訴追する政府の能力を制約し、または米国内で損害を受けた者がその損害を救済することを妨げる可能性があるとして批判した²²⁾。しかし、こうした当局からの強い反発を受けつつも、結局のところ Motorola 事件再審判決は、当該米国へ及ぼした効果が「直接的」であるとは認めなかった。こうして、AUO 事件および Motorola 事件では、同一反競争的行為が米国へ及ぼした効果の直接性について異なる巡回区の控訴裁判所にて異なる判断がなされ、直接性要件の判断基準に関する見解について、裁判所間および裁判所と競争当局間の衝突ないしは対立がより鮮明に示された。また、AUO 事件控訴審判決と Motorola 事件再審判決では、その前の即時的結果論と合理的近因論に沿っていない分析も見られ、直接性要件の解釈に関する従来の考え方がグローバル・サプライチェーンに関わる国際的な反競争的行為に対応する難しさを示しており、それらの議論に対する見直しの必要性を示唆している。

本稿は、グローバル・サプライチェーンを背景とした競争法域外適用のあり方を問題意識として、一国の競争法がどのように自らその適用範囲を決定するのかという視点から、世界の競争法の代表的な法として反トラスト法から示唆を得るために、反トラスト法域外適用について検討する意義があると考え。そこで、本稿は、グローバル・サプライチェーンを背景とした FTAIA の国内効果例外における直接性要件の捉え方について考察する。

具体的には、次章において、シャーマン法の域外適用について規定している FTAIA および FTAIA における国内効果例外について概説する。次に、三章では、直接性要件に関する従来の 2 つの議論がどのように登場し、批判されているのかについて検討する。四章では、AUO 事件および

22) Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Panel Rehearing or Rehearing En Banc, at 10, *Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp.*, 775 F.3d 816 (7th Cir. 2014), *available at* <https://www.justice.gov/atr/case-document/file/505316/dl>.

Motorola 事件を素材として、グローバル・サプライチェーンの下で米国に及ぼされた効果の直接性について判断する際にどのような困難が生じたのか、そしてグローバル・サプライチェーンに対応するために直接性要件の解釈にどのような課題がもたらされたのかを明らかにする。

二 反トラスト法域外適用における国内効果例外の直接性要件の概説

(一) 外国取引反トラスト改善法の概説

1945年のAlcoa事件²³⁾に端を発した反トラスト法域外適用は、域外適用に関する成文法のない時期を経た。その後、1982年に制定されたFTAIAは、シャーマン法の国際的適用範囲について規定し、反トラスト法域外適用における効果理論を成文法として確立した。衆議院の報告書によると、同法が制定された背景には2つの原因がある。第一に、事業者らの一般的な認識として、反トラスト法が米国の商品と役務の輸出の効率化を促進する共同輸出活動の障害になっていた²⁴⁾。第二に、国際取引に対する反トラスト法の管轄権が存在するか否かを判断するための適切な基準について、それまでの裁判所の表現が異なっていた²⁵⁾。

FTAIAは、シャーマン法の改正法として、その条文を6a条としてシャーマン法に加え、(6a条を除く。以下、省略する) シャーマン法の適用範囲について規定している²⁶⁾。

23) United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416 (2d Cir. 1945).

24) H. R. REP. NO. 97-686, at 2 (1982), *available at* https://appliedantitrust.com/26_extraterritoriality/statutes/hr_rep_97_686__8_2_1982.pdf.

25) *Id.*

26) Sections 1 to 7 of this title shall not apply to conduct involving trade or commerce (other than import trade or import commerce) with foreign nations unless—

(1) such conduct has a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect—

(A) on trade or commerce which is not trade or commerce with foreign nations, or on import trade or import commerce with foreign nations; or

FTAIAの柱書は、(輸入取引を除く)外国との取引に関与する行為にシャーマン法が適用されないと規定している。すなわち、外国取引に関与する行為を一般的にシャーマン法の適用範囲から除外している。ただし、外国取引のうち、輸入取引に関与する行為は、括弧書きの規定により、柱書の原則的な規定の適用対象とならず、シャーマン法の適用範囲に収まる。この括弧書きに基づくFTAIAの柱書の規定の例外規定を「輸入取引例外」という。

FTAIAの但書は、以下の2つの要件が満たされる場合、外国取引に関与する行為に対しても、柱書の規定の適用例外としてシャーマン法を適用できるとしている。その第一の要件は、問題となる行為が、外国との取引ではない取引(すなわち、国内取引)または輸入取引、あるいは米国内の者が従事する輸出取引に、直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼすこと、その第二の要件は、当該効果がシャーマン法に基づく「クレーム」を生ぜしめることと規定されている。この但書に基づくFTAIAの柱書の規定の例外規定を「国内効果例外」という。

(二) 国内効果例外の直接性要件の概説

FTAIAの柱書の規定の適用例外として、国内効果例外は「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」を要件としている。すなわち、非輸入取引の外国取引に関与する行為にシャーマン法を適用するには、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」が必要である。国内効果例外の該当性について、「実質的」および「合理的に予見可能」についてはほとんど争われておらず²⁷⁾、とりわけ「直接的」の意味が問題となる。

(B) on export trade or export commerce with foreign nations, of a person engaged in such trade or commerce in the United States; and

(2) such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title, other than this section.....

27) 本稿で取り上げる事例では、「実質的」および「合理的に予見可能」についてはほとんど争われておらず、後述のLotes事件控訴審判決では、「実質的」に関する地裁の判断について簡潔に言及するにとどまっている。

直接性要件の該当性について、従来連邦地裁レベルの判決はいくつかあった²⁸⁾。先例性のある連邦控訴審レベルの判断基準としては、主に2004年のLSL Biotechnologies事件²⁹⁾に端を発した即時的結果論、および2012年のMinn-chem事件³⁰⁾に端を発した合理的近因論という2つの見解がある。前者のLSL Biotechnologies事件において、第九巡回区控訴裁判所は、直接的効果は問題となっている行為の「即時的な結果 (immediate consequence) として生じ」、「不確定な独立参入事象 (uncertain intervening developments)」に左右されることがないと判示した。後者のMinn-chem事件において、第七巡回区控訴裁判所は、「直接的」という用語は遠隔性 (remoteness) に関する従来の懸念に対処するものであり、「合理的に近接した因果関係 (reasonably proximate causal nexus)」のみを意味すると判示した。

米国の競争当局たる司法省 (DOJ) および連邦取引委員会 (FTC) の立場として、2017年に改訂された反トラスト法国際執行および協力に関するガイドラインによると、取引に対する効果は、合理的に近接した因果関係がある場合、すなわち、その効果が主張される反競争的行為によって近接的に引き起こされる場合、「直接的」である³¹⁾。言い換えれば、物事の自然なまたは通常の成り行き (natural or ordinary course of events) において、主張される反競争的行為が取引に効果をもたらす場合、効果は直接的である³²⁾。

28) *E. g.*, *Eurim-Pharm v. Pfizer Inc.*, 593 F. Supp. 1102 (S. D. N. Y. 1984); *Coors Brewing Co. v. Miller Brewing Co.*, 889 F. Supp. 1394 (D. Colo. 1995). *See* Richard W. Beckler & Matthew H. Kirtland, *Extraterritorial Application of U. S. Antitrust Law: What Is a Direct, Substantial, and Reasonably Foreseeable Effect under the Foreign Trade Antitrust Improvements Act?*, 38 *TEX. INT'L L. J.* 11, 19-20 (2003).

29) *United States v. LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d 672 (9th Cir. 2004).

30) *Minn-Chem, Inc. v. Agrium Inc.*, 683 F. 3d 845 (7th Cir. 2012).

31) *Antitrust Guidelines for International Enforcement and Cooperation*, at 21, available at <https://www.justice.gov/media/1067656/dl?inline=>.

32) *Id.* at 21-22.

三 直接性要件の解釈に関する従来の裁判例および理論上の検討

(一) 直接性要件の解釈に関する従来の裁判例

1 即時的結果論の登場

2004年のLSL Biotechnologies事件で問題となったのは、米国企業のLSL Biotechnologiesとイスラエル企業のHazeraとの競業避止義務契約である。両社は1983年に、共同または各自で開発する長期保存可能なトマトの種子を販売するための独占的な地域の割り当てについて合意した。被告のLSL Biotechnologiesはこの契約をもって北米での独占的な販売を獲得した。1996年に、契約に加えた競業避止条項が発効し、原告のHazeraは直接・間接を問わず、単独で、他者とともに、または第三者を通じて、長期保存可能な品質を持つトマトの開発・生産・販売およびその他の活動に関与してはなくなり、また、その他のトマト種子を販売するには、LSL Biotechnologiesにその販売の詳細を開示することが条件となった。米国政府は、当該条項は「米国で販売される生鮮市場用の日持ちトマトの種子を開発するための競争を不当に低下させる」もので、「明白な取引制限」であり、シャーマン法1条³³⁾の違反として提訴した。

本件控訴審においてDOJは、FTAIAが単にシャーマン法が米国外の行為に適用される場合に関する既存のコモンローを成文化したものにすぎなく、Alcoa事件で判示された意図と実質的效果という伝統的な基準³⁴⁾を適

33) Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations, is declared to be illegal. 15 U. S. Code § 1.

34) Alcoa事件控訴審判決は、国境外での行為が米国内に影響する意図の下で行われ、かつ実際に米国内に効果を及ぼす場合、シャーマン法はその行為に適用することができるとした。Alcoa, 148 F. 2d at 444.

用すべきであると主張した³⁵⁾。また、たとえFTAIAを従来の管轄基準を実質的に変更するものとして解するとしても、本件競業避止義務契約が米国に「直接的」効果を及ぼしたと主張した³⁶⁾。その理由としては、DOJによると、まず、辞書に書かれてある「直接的」の多数の定義の中、FTAIAの文脈および歴史の観点からすれば、最も適切なのは「特に論理的、因果関係や結果としての密接な関係の特徴とする、またはその形跡を示すこと」である³⁷⁾。次に、直接性を近因 (proximate cause) の同義語として考えると、事実的因果関係と法的因果関係という2つの類型がある。前者について、本件競業避止義務契約がなければ、米国の消費者がHazeraの種子から育てられたより良い冬のトマトを得られる可能性はあったため、事実的因果関係があるとされた³⁸⁾。後者について、もし種子が成長することを許されれば、種子はすぐに、そして必然的にトマトになるから、種子とトマトの因果関係は非常に短く、また、米国に出荷するためにメキシコでトマトに成長させる種子に対する制限には、回り道や他の中間段階 (diversions or other intermediate stops) は存在しないから、競業避止条項と米国の消費者への効果との因果関係も極めて短いため、法的因果関係もあるとされた³⁹⁾。簡潔にまとめると、DOJはFTAIAにいう「直接的」を近因として捉えるべきであり、また、こうした考え方に基づいて本件に米国への効果は「直接的」であると主張した。

しかし、第九巡回区控訴裁判所はDOJの意見を採用しなかった。裁判所はまず、Alcoa控訴審判決で示された基準には「直接的」という要件が含まれておらず、また、Alcoa控訴審判決で示された基準を適用するのは国際的な事業活動に反トラスト法が適用される場合をより明確にするとい

35) Brief for Appellant United States of America, at 35, *United States v. LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d 672 (9th Cir. 2004), available at <https://www.justice.gov/d9/atr/case-documents/attachments/2002/09/23/200243.pdf>.

36) *Id.*

37) *Id.* at 36.

38) *Id.* at 38.

39) *Id.* at 39.

うFTAIAの目的に反するため、本件ではFTAIAが支配的な法規制となることを確認した⁴⁰⁾。次に、裁判所は2つの理由に基づいて「直接的」の意味を定義した。第一に、DOJが参照した辞書によると、「直接的」とは、「時間または空間的にある地点から別の地点へ逸脱（deviation）または中断（interruption）することなく進むこと」を意味する⁴¹⁾。第二に、最高裁がWaltover事件⁴²⁾において、1976年の外国主権免除法（以下、「FSIA」）⁴³⁾の条文における「直接的」の解釈について、被告の行為の即時的な結果として効果が生じる場合にその効果は「直接的」であると判示していることを説示した⁴⁴⁾。FSIAは、米国外の主権国家（またはその政治的下位組織、機関、団体）が、米国裁判所の管轄権から免除されるかどうかの基準を定めたものである。同法の1605条a項2号は、外国主権の免除が米国の領域外で行われた「米国内に直接的効果を及ぼす」商業行為には適用されないと規定している⁴⁵⁾。この表現がFTAIAの但書の規定と類似していることから、裁判所はFTAIAにいう「直接的」をFSIAにいう「直接的」と同意味の用語として捉えたと考えられる。以上のように、第九巡回区控訴裁判所による直接性要件の解釈は、辞書の定義およびFSIAにいう「直接的」の意味に基づいていると解される。

本件において、主張される対市場効果は、Hazeraがより高品質なトマトの種子を開発する可能性が低くなること、および被告が自社の種子について他の方法よりも高く売ることが可能となることであるとされた⁴⁶⁾。裁

40) *LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d at 679-80.

41) *Id.* at 680.

42) *Republic of Argentina v. Waltover, Inc.*, 504 U. S. 607 (1992).

43) *Foreign Sovereign Immunities Act*. 28 U. S. C. §§1602-1611.

44) *LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d at 680.

45) A foreign state shall not be immune from the jurisdiction of courts of the United States or of the States in any case..... in which the action is based..... upon an act outside the territory of the United States in connection with a commercial activity of the foreign state elsewhere and that act causes a direct effect in the United States. 28 U. S. C. § 1605(a) (2).

46) *LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d at 681.

判所は、仮に Hazera が新しい種類の長期保存可能な種子を北米で自由に流通させることができたとしても、LSL Biotechnologies の知的財産権を侵害することのない別の生産方法を開発した形跡はなく、また、トマト種子市場の20%を占めている事業者らに比べ、Hazera がそのような新しい種子の開発においてより強い（あるいは同程度の）立場にあるという形跡もないことを理由に、Hazera が長期保存可能な種子を北米の生産者に供給できるかどうかは、Hazera がまずそのような種子を作るかどうかという保証されない展開にかかっており、Hazera が米国の消費者にもたらすイノベーションはあくまで推測的なものであるとした。このような不確定な独立参入事象に依存する場合、効果は「直接的」ではないと判示した⁴⁷⁾。さらに、例えば、被告の排除行為が既存の市場プレーヤーの新製品の研究開発への投資を減少させていることを証明できる場合、潜在的な外国の競争相手がまだ商品を手にしていない場合にも、「直接的」効果が存在する可能性があると述べた⁴⁸⁾。こうして、裁判所は Hazera が長期保存可能な種子を作るかどうかという独立参入事象があることから、本件米国への効果が国外で行われた反競争的行為の即時的な結果として生じたものではないと判断したように解される。

本件控訴審判決をもって即時的結果論が登場した。ただし、本件において DOJ は既に「直接的」を近因として解すべきであるというように主張していた。また、後述のように、本件控訴審判決の少数意見は DOJ の主張を支持した⁴⁹⁾。

2 合理的近因論の登場

2012年の Minn-chem 事件では、炭酸カリウム（カリ）の世界三大生産業者を含めたカナダ、米国、ロシアなどにあるカリの生産・販売業者が共謀して、カリの価格を吊り上げるために、世界のカリの生産量を制限する

47) *Id.*

48) *Id.*

49) *Id.* at 691-95.

カルテルを締結した行為が問題となった。原告によると、供給制限による供給不足は、カリの世界市場における最大の需要者たる中国がカリの価格の値上げを受け入れるよう誘発した。中国、ブラジルおよびインドで価格交渉の後、同様の値上げが世界第二の需要者たる米国を含めて世界中で実行された。被告から直接または間接的にカリ製品を購入した原告は、被告らの共同行為がシャーマン法1条の違反にあたるとして提訴した。

本件控訴審において第七巡回区控訴裁判所は、被告の行為が輸入取引例外に該当しないと判断した⁵⁰⁾上で、国内効果例外の該当性について分析した。まず、「直接的」の意味について、第七巡回区控訴裁判所は、第九巡回区控訴裁判所による「効果が被告の行為の即時的な結果として生じる場合、『直接的』である」という見解に説得力があると述べた⁵¹⁾。

具体的に原告の訴状には、例えば、被告が世界的な生産割当や世界的なカルテル価格に合意し、または米国内のカリ市場に価格や供給割当を課したというような主張がないことから、被告の反競争的行為と米国内のカリ市場との関係に関する実質的な記述はほとんどないとされた⁵²⁾。国内効果例外の直接性要件を満たすためには、中国、ブラジル、インドでの価格が米国での価格の「ベンチマーク」となる仕組みについて、何らかの事実を説明する必要があるとされた⁵³⁾。さらに、グローバル市場の性質を考慮に入れても、原告の主張は「米国の国内市場への『波及効果』と裁判所が呼んでいるものに過ぎず、そしてFTAIAはシャーマン法がそのような『波及効果』に及ぶことを防止している」と述べた⁵⁴⁾。結論として、本件控訴審判決は、原告が「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」について十分な事実を主張していないと判断した⁵⁵⁾。

50) Minn-Chem, Inc. v. Agrum Inc., 657 F. 3d 650, 660-61 (7th Cir. 2011).

51) *Id.* at 661-62.

52) *Id.* at 662.

53) *Id.* at 663.

54) *Id.*

55) *Id.*

本件控訴審判決に対して、原告は大法廷による再審理⁵⁶⁾を請求した。大法廷の審理において、DOJはFTCと共同して法廷の友 (Amici Curiae) として中立的な意見書を提出し、直接性要件の解釈に関しては、LSL Biotechnologies事件での主張に引き続いて合理的近因論を提唱し、国内効果例外は問題となる行為の即時的な結果として生じる効果に限定されないと主張した⁵⁷⁾。ただし、本件において合理的近因論に基づいてかかる効果が「直接的」であるかどうかについて、同意見書は述べていない。

再審において第七巡回区控訴裁判所は、外国の売り手と国内の買い手のみを含む取引は輸入取引例外に該当すると判示した上、一部の被告の行為が輸入取引例外に該当すると判断した⁵⁸⁾。国内効果例外に該当するか否かについて問題となったのは、例えば、カナダと米国を除くすべての市場における統一的なマーケティング・販売代理店として、被告らがカナダで共同出資して設立した会社が、基準価格を吊り上げる計画の重要な一部として行動したなどの行為であるとした⁵⁹⁾。

次に、直接性要件の判断基準について、第七巡回区控訴裁判所は、LSL Biotechnologies事件控訴審判決がFSIAとFTAIAは同じように「直接的」という用語を用いているという仮定に至ったのは早すぎるとした。なぜなら、Wetover事件最高裁判決はFSIAの立法経緯から、米国への効果が「実質的」かつ「予見可能」である場合にのみ「直接的」であるという考え方を否定した上で、FSIAにいう「直接的」を定義したからであると述べた⁶⁰⁾。一方、国会がFTAIAの条文に「実質的」と「予見可能」という言葉を置くことで、それらと一緒に使われているFTAIAにおける「直接

56) Rehearing en banc. 通常、異例に複雑で重要な事件の場合や特に重大な問題があると裁判所が判断した場合に用いられる制度である。Fed. R. App. P. 35(a).

57) Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Neither Party on Rehearing En Banc, at 20–30, *Minn-Chem, Inc. v. Agrium Inc.*, 683 F. 3d 845 (7th Cir. 2012), available at <https://www.justice.gov/atr/case-document/file/504411/dl>.

58) *Minn-Chem*, 683 F. 3d at 855.

59) *Id.*

60) *Id.* at 857.

的」という言葉は、統合された文言の一部として解釈しなければならないと判示した⁶¹⁾。米国の国内取引または輸入取引に対する予見可能、実質的、かつ「即時的」な結果を求めることは、明白な輸入取引が既に FTAIA の適用範囲から除外されていることを無視することに近いと述べた⁶²⁾。以上のように、裁判所は主に「実質的」と「予見可能」という用語の有無という FTAIA と FSIA の文言上の相違、および FTAIA における輸入取引例外との整合性の観点から、即時的結果論に対して反対意見を述べた。

一方、裁判所は FTAIA の目的から、「直接的」という用語は「合理的に近接した因果関係」のみを意味するという DOJ のとっている立場の方が、FTAIA の文言により合致していると判示した⁶³⁾。「直接的」という用語は、少なくとも Alcoa 事件から始まった遠隔性に関する従来の懸念に対処するものであると解され、不法行為法が損害の原因から遠隔でありすぎる損害の回復を排除するように、FTAIA は米国の国内取引または輸入取引への最終的な効果から遠隔でありすぎる米国外の行為をシャーマン法から除外しているとされた⁶⁴⁾。また、これは、反トラスト法は外国の顧客に対する損害のために使用されるものではないとしながらも、同法は米国内の取引に損害を与える米国外の行為にも適用されるというよく確立された原則を再確認した Empagran 事件最高裁判決⁶⁵⁾と一致していると述べた⁶⁶⁾。しかしながら、Empagran 事件最高裁判決は直接性要件の解釈に関して考え方について明示していない⁶⁷⁾。Minn-chem 事件再審判決は、Empagran 事件

61) *Id.*

62) *Id.*

63) *Id.*

64) *Id.*

65) *F. Hoffman-La Roche Ltd. v. Empagran S. A.*, 542 U. S. 155 (2004). 評釈として、白石忠志「Empagran 判決と日本独禁法：米国独禁法の国際的適用に関する連邦最高裁判決がもたらす示唆」NBL 796 号 (2004) 42 頁、松下満雄「エムパグラ事件米最高裁判決」国際商事法務 32 巻 10 号 (2004) 1295 頁参照。

66) *Minn-Chem*, 683 F. 3d at 858.

67) Empagran 事件最高裁判決は FTAIA の全体に対する基本的な考え方を確立した上、本件において主として争われた国内効果例外におけるクレーム要件の解釈について判示した。

最高裁判決が示したFTAIAの全体に対する基本的な考え方から、直接性要件の解釈において合理的近因論がどのように支持されたのかについて説明していない。

本件において、主張されている供給制限は外国市場での価格上昇につながり、その上昇はほとんど即時に米国の輸入価格に現れた⁶⁸⁾。被告はカリ市場が規制構造やその他の取り決めによってこうした効果から免れているとは主張しておらず、逆に原告はカルテルが比較的自由に活動できる市場で基準価格を設定し、その価格を米国での販売に適用したと主張した。この点について裁判所は、米国外での供給制限およびそれに付随して中国の購入者が強いられて受けた値上げがその後の米国における価格上昇の近因であると判断した⁶⁹⁾。さらに、カリの世界市場は非常に集中しており、米国内の顧客が売上の高い割合を占めているため、これは、米国外の行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらすような状況ではないと述べた⁷⁰⁾。

本件控訴審判決をもって、DOJの主張し続けてきた合理的近因論は第七巡回区控訴裁判所にて支持され、司法判断の基準として登場し、直接性要件の射程を拡大する方向で変更した⁷¹⁾。

3 両説登場以降の展開

LSL Biotechnologies事件以降、即時的結果論に基づいて直接性要件について判断した事例は、控訴審レベルでは後述のAUO事件があり、連邦地裁のレベルでも何件か存在する⁷²⁾。その代表例として、多数の航空会社

68) *Minn-Chem*, 683 F. 3d at 859.

69) *Id.*

70) *Id.* at 860.

71) 泉水文雄「外国でなされたカルテルに対する競争法の適用範囲——米国における最近の判例の展開」根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題——独占禁止法・知的財産法の最前線』181頁（有斐閣、2013）。

72) *See e. g.*, *Shields v. Fed'n Internationale de Natation*, 419 F. Supp. 3d 1188 (N. D. Cal. 2019); *Advanced Micro Devices, Inc. v. Intel Corp.*, 452 F. Supp. 2d 555 (D. Del. 2006).

が共謀して、米国とアジア・オセアニア間の国際便に関する追加料金を含む航空旅客運賃を操作した行為が問題となった2011年のTranspacific Air事件⁷³⁾では、主張された2つの効果の直接性について判断がなされた。第一に、航空運賃に多くの料金を支払った旅行者は、米国内の「商業的な商品やサービスの購入にあてる旅行予算の割合を減らす」ことを余儀なくされると主張した効果について、裁判所は、この主張が、すべての航空旅客が決まった旅行予算を持っており、あるいはその予算を厳守しているなど、旅行者の消費習慣について多くの仮定を立てており、決して確実なものではないとした⁷⁴⁾。第二に、米国居住者と米国市民が航空旅客輸送により多くの料金を支払ったと主張した効果について、裁判所は、主張した価格操作およびその他の反競争的行為の結果は米国内の航空券の価格上昇であるから、当該米国への効果は直接性要件を満たしていると判断した⁷⁵⁾。

一方、合理的近因論の登場が遅れたためか、合理的近因論を支持した裁判例は比較的に少ない⁷⁶⁾。控訴審レベルの裁判例として挙げられるのは、2014年のLotes事件⁷⁷⁾がある。Lotes事件は、台湾にあるUSBコネクタを含む電子部品の世界最大級のメーカー、およびケイマン諸島にある家電製品の部品の設計・製造に従事する中国からの最大の輸出業者およびその米国と中国にある関連会社によるUSBコネクタの特許ライセンスに関する取引拒絶が問題となった事例である。中国に拠点を持つ台湾の電子機器製造会社である原告は、被告らのUSBコネクタの新しい技術標準を支配し、さらにUSB全体に対する独占力を得ようとした行為は、米国内の取引に直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を及ぼすものであると主張し、

73) In re Transpacific Passenger Air Transp. Antitrust Litig., 2011 U. S. Dist. LEXIS 49853 (N. D. Cal. 2011).

74) *Id.* at *24-25.

75) *Id.* at *25-26.

76) *See e. g.*, Mt. Crest SRL, LLC v. Anheuser-Busch InBEV SA/NV, 456 F. Supp. 3d 1059 (W. D. Wis. 2020).

77) Lotes Co., Ltd. v. Hon Hai Precision Industry Co., Ltd., 753 F. 3d 395 (2nd Cir. 2014).

シャーマン法1条および2条⁷⁸⁾の違反として提訴した。米国に及ぼす効果の直接性について、第二巡回区控訴裁判所は、LSL Biotechnologies事件控訴審判決による即時的結果論を否定し、Minn-chem事件再審判決による合理的近因論を肯定し、また、次節で述べるように、いくつかの異なる理由を挙げた⁷⁹⁾。しかしながら、本件において、仮に原告が国内効果を適切に主張したと仮定しても、その効果は原告のクレームを生じさせるものではない⁸⁰⁾ため、本件違反行為の米国に及ぼした効果が「直接的」であるか否かについて、本件控訴審判決は結局のところ判断をしなかった⁸¹⁾。

(二) 直接性要件の解釈に関する理論上の検討

1 即時的結果論をめぐる理論上の検討

即時的結果論が登場したLSL Biotechnologies事件において、第九巡回区控訴裁判所がDOJの主張したAlcoa控訴審判決で示された基準の適用を拒否した上で、辞書を参照して「直接的」を定義したのは、FTAIAにおける直接性要件を新しい基準としてゼロから解釈するアプローチであると考えられる。LSL Biotechnologies事件控訴審判決の少数意見は、本件においてAlcoa控訴審判決で示された基準でなくFTAIAを適用すべきであるという控訴審判決の多数意見に賛成した。しかし、少数意見は、FTAIAの立法経緯や歴史的背景などに基づいて、FTAIAにいう「直接的」というのはFTAIA制定前の反トラスト法を成文化したものに過ぎず、反トラスト法の新しい基準ではないというDOJの主張を支持した。その上で少

78) Every person who shall monopolize, or attempt to monopolize, or combine or conspire with any other person or persons, to monopolize any part of the trade or commerce among the several States, or with foreign nations, shall be deemed guilty..... 15 U. S. Code § 2.

79) *Lotes*, 753 F. 3d at 410-13.

80) *Id.* at 413.

81) なお、第一審において連邦地裁は、FTAIAの下で近接的な因果関係を立証するには、USBコネクタに関する反競争的行為が米国におけるコンピューター価格の上昇をもたらすという効果は乖離しすぎると判断した。*Lotes Co. v. Hon Hai Precision Indus. Co.*, 2013 U. S. Dist. LEXIS 69407 at *28 (S. D. N. Y. 2013).

数意見は、FTAIAにいう「直接的」の解釈はFTAIA制定前の関連する先例も参照すると述べた⁸²⁾。

また、少数意見は、多数意見が参照した辞書には「直接的」という形容詞は7つの主な意味とより具体的な31種の副次的意味があり、単に一つの定義を選んでそれを抽象的に明白な意味とするのは恣意的であると批判している⁸³⁾。確かに、LSL Biotechnologies事件において第九巡回区控訴裁判所は、辞書におけるこれら多数の意味のうち「時間または空間的にある地点から別の地点へ逸脱または中断することなく進むこと」という定義を選んだ理由を述べていない。この点について、Lotes事件控訴審判決は、第九巡回区控訴裁判所による「直接的」の定義は、あくまで一つの定義であり、特定の文脈におけるその用語の意味を明確にするのにはほとんど役に立たないとした⁸⁴⁾。即時的結果論の基準を用いる具体的な判断について、参入する原因それ自体が被告の行為によって近接的に引き起こされたものである場合、被告の行為と国内効果との間の因果関係の連鎖は切れず、その効果は被告の行為の即時的な結果であると解されている⁸⁵⁾。

次に、LSL Biotechnologies事件控訴審判決がFSIAにおける「直接的」の意味に依拠してFTAIAにおける「直接的」を定義したという点については、多くの批判を招いた。上述の通り、Minn-chem事件再審判決は、FSIAとFTAIAの文言の違い、および輸入取引例外への配慮という点から即時的結果論を否定した。この点、DOJは、「即時的な結果として生じる」とは、商品が米国内で販売または配送される前に、後続の販売またはその他の段階が存在してはならないことを意味すると理解できるとし、そうであれば、国内効果例外は輸入取引例外に該当する行為にのみ適用されることになる」と述べている⁸⁶⁾。

82) *LSL Biotechnologies*, 379 F. 3d at 684-92.

83) *Id.* at 692; *see also* DOJ, *supra* note 35, at 36.

84) *Lotes*, 753 F. 3d at 411.

85) Richard Lobas, *A Quest for Consistency: The Meaning of Direct in the Foreign Trade Antitrust Improvements Act*, 5 GLOBAL BUS. L. REV. 1, 17-18 (2016).

86) DOJ & FTC, *supra* note 57, at 27.

FSIA と FTAIA の文言の違いに関する批判に加え、Lotes 事件控訴審判決はさらに両法の目的も異なることを強調した。FSIA は外国主権免除を成文化したものであり、米国の裁判所において外国に対する裁判権を取得するための唯一の根拠を提供するものとなる。一方、FTAIA は外国取引に適用されるシャーマン法の範囲を明確にすることを目的とした法律である⁸⁷⁾。外国政府が米国法の下で責任を負うべき範囲は、私人が責任を負う範囲よりも狭いはずであるため、LSL Biotechnologies 事件控訴審判決が FSIA における「直接的」の意味に依拠したことは疑問視されている⁸⁸⁾。また、FSIA は裁判所の事物管轄権 (subject matter jurisdiction) について規定している手続法であるのに対し、FTAIA は従来から裁判所の管轄権について規定している法律として解されていた⁸⁹⁾ が、2010年代からは反トラスト法に基づくクレームの構成要素 (element of the claim) を構成する実体法として解する傾向が強くなってきた⁹⁰⁾、という点に関する両法の相違も指摘されている⁹¹⁾。そのため、LSL Biotechnologies 事件控訴審判決は、一定程度その時代の背景に依存していると解され、今なら恐らく第九巡回区控訴裁判所は Weltover 事件最高裁判決を異なる形で取り上げると推測さ

87) Lotes, 753 F. 3d at 411-12.

88) John J. Miles, *The Meaning of Direct Effect on Domestic Commerce under the Foreign Trade Antitrust Improvements Act*, 73 WASH. & LEE L. REV. 541, 548 (2016).

89) *E. g.*, *United Phosphorus, Ltd. v. Angus Chemical Co.*, 322 F. 3d 942, 952 (7th Cir. 2003).

90) *E. g.*, *Animal Sci. Products, Inc. v. China Minmetals Corp.*, 654 F. 3d 462, 469 (3d Cir. 2011); *Minn-Chem*, 683 F. 3d at 852. 特に、「もし立法者が、法令の適用範囲に関する閾値の制限を管轄権として取り扱うことを明文化すれば、裁判所と訴訟当事者は、適切な指示を受けることになる……しかし、国会が適用範囲に関する法令上の制限を管轄権のあるものと位置付けていない場合、裁判所はその制限を管轄権のないものとして扱うべきである」と判示した2006年の *Arbaugh* 事件最高裁判決は、大きな影響があると思われる。 *Arbaugh v. Y & H Corp.*, 546 U. S. 500, 515-16 (2006).

91) Claire L. Leonard, *In Need of Direction: An Evaluation of the "Direct Effect" Requirement under the Foreign Trade Antitrust Improvements Act*, 73 WASH. & LEE L. REV. 489, 514 (2016).

れている⁹²⁾。

また、両法の文言について、Lotes 事件控訴審判決は、「即時的」かつ「実質的」であるが「合理的に予見可能」ではない国内効果を想像するのは難しいため、FTAIA にいう「直接的」を FSIA のように「即時的」として解釈すれば、条文上で「合理的に予見可能」という独立した要件を規定する意味はなくなるとした⁹³⁾。このように、即時的結果論による直接性要件の定義は狭すぎると指摘されている⁹⁴⁾。同様に、即時的結果論を因果関係でなく確実性で「直接的」を解釈する見解と解すれば、同じく確実性について述べている「合理的に予見可能」という要件と多くの部分で重複することになるとの指摘もある⁹⁵⁾。

以上のように、即時的結果論は、不確定な独立参入事象に依存せず、逸脱または中断することなく進んできた結果を求め、特に「即時的な結果」に焦点を当てるものとして、因果関係の観点に基づく理論と解される。LSL Biotechnologies 事件において、Hazera が長期保存可能な種子を作ることがどうかの不確定であることから、本件米国への効果の直接性が否定されたという点に鑑みると、独立参入事象を特定したことに基づいて「即時的な結果」ではないものを認定することができると考えられる。また、Hazera が米国の消費者にもたらすイノベーションを推測的なものとしたのは、「直接的」効果が既存のもの、すなわち実際に生じたものでなければならぬと解される。以上の議論を整理する上で、即時的結果論の2つの根拠となる辞書による「直接的」の定義および FSIA にいう「直接的」

92) See Christopher J. Frisina, *Creating Ambiguity in Directness: The Potential for Chaos in Antitrust Enforcement after Minn-Chem v. Agrium*, 3 BUS. & BANKR. L. J. 96, 121 (2015).

93) *Lotes*, 753 F. 3d at 412.

94) See Robert D. Sowell, *New Decisions Highlight Old Misgivings A Reassessment of the Foreign Trade Antitrust Improvements Act Following Minn-Chem*, 66 FLA. L. REV. 511, 542-543 (2014).

95) See Makan Delrahim, *Drawing the Boundaries of the Sherman Act: Recent Developments in the Application of the Antitrust Laws to Foreign Conduct*, 61 N. Y. U. ANN. SURV. AM. L. 415, 430 (2005).

の定義のいずれも、合理的近因論の支持者により批判されていることが分かる。しかし、LSL Biotechnologies 事件控訴審判決が借用した FSIA について「直接的」の定義について、Welter 事件最高裁判決は問題となる条文に「実質性」または「予見可能性」という暗黙の要件が含まれているという見解を否定した上で、「即時的な結果」で「直接的」を定義した⁹⁶⁾ため、そもそも FSIA にいう「直接的」の定義には予見可能性の意味を含んでいないと解される。そのため、FSIA にいう「直接的」の定義を FTAIA に持ち込んだとしても、「合理的に予見可能」という要件とは重複しないのではないか。

2 合理的近因論をめぐる理論上の検討

合理的近因論を支持する理由の一つは、FTAIA は単にシャーマン法が米国外の行為に適用される場合に関する既存のコモンローを成文化したものにすぎないという見解に基づいている。上述の通り、LSL Biotechnologies 事件では結局のところ、Alcoa 控訴審判決で示された基準の適用は LSL Biotechnologies 事件控訴審判決の多数意見にも少数意見にも否定されたが、FTAIA は単に既存のコモンローを成文化したものなのかについて多数意見と少数意見との見解は分かれた。この点に関して、Minn-chem 事件再審判決が合理的近因論の方がより FTAIA の文言に合致していると述べたところで、少なくとも Alcoa 事件から始まった「遠隔性に関する従来の懸念」に言及したのは、合理的近因論の方が従来のコモンローと一致しているという意味が含まれると考えられる。そのため、Minn-chem 事件再審判決は、FTAIA を既存のコモンローを成文化したものと解した立場を採っているのかもしれない。FTAIA とその前のコモンローとの関係は、FTAIA 制定前の反トラスト法域外適用の長い歴史に絡んでいる。この点については、米国衆議院の報告書も明白にしておらず、単に FTAIA の目的の一つは米国の現行法と DOJ の執行基準を単純かつ明

96) *Welter*, 504 U. S. at 618.

確にすることであると述べている⁹⁷⁾。また、Hartford事件最高裁判決も、「『直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果』という基準が、現行法を改正するものなのか、それとも単に成文化するものなのか不明である」と述べている⁹⁸⁾。ただし、Alcoa事件控訴審判決が「直接的効果」に言及したのはAlcoaの市場占有率について分析している箇所であり⁹⁹⁾、米国外の行為に対するシャーマン法の適用可否の規範を判示したところでは「直接的」に明示的に言及していない。また、FTAIAの観点からするとAlcoa事件は単なる輸入取引例外の問題に関する事例であるため、Alcoa事件控訴審判決を国内効果例外の直接性要件に根拠を提供するものと解するよりは、Alcoa控訴審判決で示された基準を輸入取引例外に該当する行為に適用されるものとした例も少なくない¹⁰⁰⁾。

一方、以下の通り、FTAIAが単に既存のコモンローを成文化したものではないとしても、「直接的」を近因という因果関係と解釈すべき理由が述べられている。その一つとして、歴史的に見れば、「直接的」というのは、(反トラスト法の分野のみならず) コモンローの近接因果関係の概念について語るために裁判所が用いてきた伝統的な定式化 (traditional formulations) の一つであるとされる¹⁰¹⁾。反トラスト法の文脈では、まず、裁判所が歴史的にシャーマン法1条に基づく責任を「複数の州間または外国との間の取引を制限する直接的効果」を有する行為に限定してきた¹⁰²⁾。これらの判例で

97) H. R. REP. NO. 97-686, at 2 (1982).

98) Hartford Fire Insurance Co. v. California, 509 U. S. 764, 796 n. 23. (1993).
FTAIA制定後の最初の事例として、最高裁判決はAlcoa控訴審判決で示された基準とFTAIAの関係について明言せず、Alcoa控訴審判決で示された基準の意図と実質的效果という基準を適用した。

99) Alcoa, 148 F. 2d at 424.

100) See Sowell, *supra* note 94, at 540, *see also e. g.*, Minn-Chem, 683 F. 3d 845 at 858.

101) Lotes, 753 F. 3d at 411.

102) すなわち、連邦法としてのシャーマン法は単に州内に反競争的效果を及ぼす行為には適用されない。See DOJ & FTC, *supra* note 57, at 21 (citing Hopkins v. United States, 171 U. S. 578, 586-87 (1898), Anderson v. United States, 171 U. S. 604, 616 (1898)).

は、かかる直接的効果の有無は「近接性 (proximity) と程度 (degree) の問題」であることが示唆されている¹⁰³⁾。また、私訴における原告適格の問題の文脈において、反トラスト法違反から被った損害が遠隔でありすぎて損害賠償を求める訴訟を起こす資格がないとされる者を特定する問題について、いくつかの反トラスト法の事例では、「遠隔性」を「直接性」と同一視する基準が策定され、両者はコモンローの「近因」という概念に類似していると、最高裁が示唆した¹⁰⁴⁾。そして裁判所は今日でも、(国内事件においても) 他の要素もある中で「主張された損害の直接性または間接性」を考慮することによって、原告適格を分析し続けている¹⁰⁵⁾。

さらに、FTAIAが単に既存のコモンローを成文化したものであるか否かにかかわらず、合理的近因論を支持するもう一つの理由は、FTAIAの文言に基づいている。例えば、DOJによると、「直接的」という用語が置かれた文脈、特に「合理的に予見可能」というのは、近因に関する言葉であるため、因果関係に照らして直接性要件を解釈することは、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能」というフレーズにおける「直接的」の位置によっても裏付けられる¹⁰⁶⁾。この見解は、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能」というフレーズを一つの全体とする考え方に基づいていると考えられるが、一方、「直接的」、「実質的」、および「合理的に予見可能」をそれぞれ独立した要件とする考え方からしても、合理的近因論は支持される。例えば、Lotes事件控訴審判決は、合理的近因論を採れば、「合理的に予見可能」という要件の意味を失くすという即時的結果論を採る場合の問題を回避することができるとしている¹⁰⁷⁾。また、「直接的」を合理的に近接したものと定義することで、「直接的」は効果の原因に、「実質的」はその量に、「合理的に予見可能な」は客観的予測可能性に関わるも

103) *Id.*

104) *See id.*, at 22 (citing *Blue Shield of Virginia v. McCready*, 457 U. S. 465 (1982)).

105) *Lotes*, 753 F. 3d at 412; *see also* DOJ, *supra* note 35, at 36–37.

106) DOJ, *supra* note 35, at 37.

107) *Lotes*, 753 F. 3d at 411.

のとして、3つの要件にそれぞれ独自の機能を与えるように整合的に解釈することができる¹⁰⁸⁾とされている。

以上の議論をまとめると、合理的近因論の支持者は主に、反トラスト法域外適用の歴史、反トラスト法文脈における「直接的」という用語、およびFTAIAの文言から合理的近因論の合理性について主張している。しかし、原告適格と直接性要件の関係についていくつかの疑問がある。まず、FTAIAは公的執行でも私訴でも適用される法律であるため、公的執行でも私訴でも直接性要件が問題となり得るが、私訴における原告適格の文脈で用いられる「直接的」という概念が、なぜ域外適用の公的執行の事件でも用いることができるかについては説明されていない。一方、域外適用の私訴において、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能」な効果が立証され、シャーマン法の適用がFTAIAにより禁止されない場合にも、シャーマン法に基づいて原告の請求を認めるかについて分析する際には依然として原告適格の問題を考慮する必要がある。そのため、原告適格の文脈における直接性に近い概念をFTAIAに導入すると、直接性要件は域外適用の私訴において重複して考慮される要件となり、FTAIAに新たに規定される意味を失くすと考えられる。言い換えれば、FTAIAにおける国内効果例外の直接性要件は、域外適用事件の特有の問題として捉え、単純な国内事件でも生じ得る問題を含めないように解すべきである。また、FTAIAにいう「直接的」とは違反行為と米国に及ぼされる効果との関係に求める要件であり、原告適格の文脈における「直接的」とは違反行為と原告の被った損害との関係をいうものであり、因果関係の観点から米国への効果は原告の損害より違反行為に近い¹⁰⁹⁾という点からしても、原告適格の文脈における「直接的」の概念をFTAIAにいう「直接的」に持ち込むことが適切であるかに疑問の余地がある。

108) DOJ & FTC, *supra* note 57, at 28; *see also* Delrahim, *supra* note 95.

109) FTAIAの国内効果例外は、反競争的行為が米国に一定の効果を及ぼす、かつ当該効果がシャーマン法に基づく「クレーム」を生じさせることを要件としているため、米国への効果は原告の損害に先立って生じると解される。

3 即時的結果論と合理的近因論の比較

直接性要件に関する過去の裁判例および理論上の検討を踏まえ、即時的結果論と合理的近因論は既存の選択可能な規範としてよく比較されており、両説を比較したでどちらかを採るべきであると結論付けた論法も多くあることが分かる。もちろん一説の欠点は必ずしも他説を支持すべき積極的理由にならないと思われるが、即時的結果論に関しては、その根拠となる辞書による「直接的」の定義およびFSIAにいう「直接的」の定義について多くの批判を浴びたことが分かる。一方、合理的近因論は反トラスト法の文脈に用いられる用語として支持され、かつFTAIAの文言としてもより整合性がある。また、同法の立法経緯にも裏付けられるかもしれない。したがって、総合的に見ると、合理的近因論の方が比較的に有力説となっていると考えられる。さらに、既存する直接性要件について控訴審レベルで判決が下された3つの巡回区のうち、第七および第二巡回区控訴裁判所は合理的近因論を肯定し、かつ、競争当局たるDOJが一貫して合理的近因論を提唱してきたため、合理的近因論への支持も比較的に高い現状を確認できる。

ただし、即時的結果論と合理的近因論のいずれも、明らかな判断基準を提供するものとは言い難い。前者について、上述の通り、独立参入事象を特定することで「直接的」でないと判断できるが、どのようなものが独立参入事象に該当するかについては不明である。さらに、独立参入事象を特定せず、直接性を肯定するために何が必要なのかについては不明瞭である。後者について、近接した因果関係という概念を定義することも容易ではない。ただし、裁判所は近因という基準を適用した多くの経験を持っており、その際に参照できる先例も豊富にあるとされている¹¹⁰⁾。なお、法的因果関係の一種として、合理的近因論の下でも、原因となる行為と結果の効果の間に介在するものによって因果関係が中断される場合があると思われる¹¹¹⁾。

110) 反トラスト法適用の国内事件ないしは不法行為の事件で用いられる近接した因果関係の定義をも参考できると解される。Lotes, 753 F. 3d at 412.

111) See *id.* at 413.

また、即時的結果論と合理的近因論はいずれも因果関係の観点から「直接的」を定義していると解されるが、即時的結果論はより近接的な因果関係を求める厳格な基準であり、合理的近因論は比較的緩和された基準であると考えられる¹¹²⁾。その理由として、Minn-chem 事件再審判決では、「『直接的』という用語は『合理的に近接した因果関係』のみを意味する」という表現、とりわけ「のみ」という言葉は、合理的近因論は即時的結果論ほど因果関係を厳格に定義するものではないと示唆している¹¹³⁾。また、LSL Biotechnologies 事件で裁判所は即時的結果論に基づいて米国への効果が「直接的」ではないと判断したのに対し、DOJ および LSL Biotechnologies 事件控訴審判決の少数意見によると、合理的近因論を採ればかかる効果は「直接的」となる。

以上のように両説の関係性からすると、以下のように両説の長短を捉えられる。例えば、Lotes 事件控訴審判決は、即時的結果論は被告の行為と関連する効果との間の時間的および空間的な間隔という単一の要素に焦点を狭く当てるものであり、反競争的損害が多層的なサプライチェーンを通じて伝達される可能性があることを十分に考慮していないと述べた¹¹⁴⁾。これは、米国への「直接的」効果の範囲をより広くする合理的近因論は、グローバル・サプライチェーンの過程で生じる反競争的な弊害から保護できる米国内の消費者の範囲をもより広くする¹¹⁵⁾ ことをも意味する。それと同時に、反トラスト法の適用範囲をより広くする合理的近因論は、外国の主権国家による規制を不当に妨げる可能性がある指摘されている¹¹⁶⁾。また、合理的に近接した因果関係を求めるように「直接的」を解釈することは、反トラスト法の遠隔の損害に対する古典的な嫌悪 (classic aversion) に

112) See Recent Case, *Antitrust - Foreign Trade Antitrust Improvements Act - Second Circuit Adopts Minn-Chem Test for Domestic Effects*, 128 HARV. L. REV. 759, 764 (2014).

113) See Lobas, *supra* note 85.

114) *Lotes*, 753 F.3d at 412.

115) See Jeffrey H. Smith, *Call Me, Maybe?: The Seventh Circuit's Call in Motorola Mobility*, 90 NOTRE DAME L. REV. 2063, 2087 (2015).

116) Recent Case, *supra* note 112, at 763.

対処できる¹¹⁷⁾とされているが、「直接的」効果の範囲をより狭くする即時的な結果の方が、いわゆる遠隔性への配慮がより充分であろう。

四 グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件の捉え方

(一) 代表的な事例における直接性要件に関する控訴裁判所の各判断

本節は、直接性要件の解釈に関する従来の裁判例および関連する議論について整理した上で、家電商品の製造に関するグローバル・サプライチェーンにおいて、液晶パネルという家電商品の電子部品に関する価格カルテルが問題となった一連の訴訟の中、代表的な事例と思われるAUO事件およびMotorola事件を取り上げ、控訴審レベルの各判決において米国に及ぼした効果の直接性についてどのような判断が行われたのかを確認する。

1 AUO事件における第九巡回区控訴裁判所の判断

2015年のAUO事件は、台湾および韓国にあるコンピューターのモニターやテレビなどの家電商品（完成品）に使用される電子部品である液晶パネルの主要メーカーが、米国にある購入者を含む顧客に販売する液晶パネルについて、世界的に価格を引き上げて固定する行為に対し、DOJがシャーマン法1条の違反として有罪判決を求めた刑事事件である。液晶パネルの一部は直接米国に輸入され、ほかの部分は米国外に販売され、その多くは米国外にある子会社などにより調達され、完成品に組み込まれて米国に輸入された。第九巡回区控訴裁判所は、被告の行為は輸入取引例外に該当すると判断し、有罪判決を出した。また、DOJが主張した国内効果例外についても、被告の行為が直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な

117) *Lotes*, 753 F. 3d at 411; *see also Minn-chem*, 683 F. 3d at 857.

効果を米国の国内取引に及ぼしたと認めた。

直接性要件について、被告は、本件における米国外の行為が米国から乖離しすぎており (too attenuated)、参入する製品の開発、製造、および世界的な販売により広範な効果がもたらされたため、米国外の行為 (による米国への効果) が十分に「直接的」ではないと主張した¹¹⁸⁾。これに対して、第九巡回区控訴裁判所はまず、行為が被告の活動の即時的な結果として生じる場合、直接的効果を有すると判示した¹¹⁹⁾。ここで、本件控訴審の原判決¹²⁰⁾ は脚注において、有罪判決を支持するにあたっては国内効果例外に依拠することがないため、Lotes 事件の第二巡回区控訴裁判所による即時的結果論に対する反対意見を取り上げる必要がないと述べた¹²¹⁾。一方、本件控訴審の修正判決¹²²⁾ の脚注では、第九巡回区控訴裁判所が課すより厳しい基準 (すなわち、即時的結果論) を再考すべきかどうかは、第九巡回区の判例法に基づいて、三人の判事で構成されるパネルは裁判所の過去の決定を覆すことはできない¹²³⁾ ため、本パネルの議論の範囲外にあると述べた¹²⁴⁾。また、いずれにせよ、結果は同じであり、第九巡回区の定式化は被告にとって有利であるとも述べた¹²⁵⁾。すなわち、即時的結果論という合理的近因論より厳しい基準を採用することは、被告を有罪にすることがより難しくなることを意味し、また、本件では即時的結果論に基づいて効果が「直接的」と認めたから、より緩やかな基準となる合理的近因論を採用しても結果は同じであると解される。

次に、即時的結果論に基づく米国への効果の分析について、本件控訴審

118) *Hui Hsiung*, 778 F. 3d at 758.

119) *Id.*

120) 2014年7月10日の判決である。United States v. Hui Hsiung, 758 F. 3d 1074 (9th Cir. 2014).

121) *Id.* at 1094 n. 8.

122) 2015年1月30日の判決であり、原判決の上で当然違法の原則の適用および国内効果例外について一部修正または補足したものである。

123) *Miller v. Gammie*, 335 F. 3d 889, 899 (9th Cir. 2003).

124) *Hui Hsiung*, 778 F. 3d at 758 n. 9.

125) *Id.*

の原判決は、輸入取引の部分に基づいて被告を有罪にするのは十分であるため、被告らの行為（による米国への効果）が十分に「直接的」であったかどうかを判断する必要はないとした¹²⁶⁾。一方、本件控訴審の修正判決は、即時的結果論に基づいて本件米国への効果が「直接的」であると判断し、また、その理由を説明している。具体的には、液晶パネルは完成品のかなりのコストを占める部品であり¹²⁷⁾、かつ被告らと米国会社との直接交渉に基づいて、一部の液晶パネルおよび相当数の完成品は米国向けであるため、本件共同行為の現実的な結果（practical upshot）は米国の顧客への値上げであるとした¹²⁸⁾。また、液晶パネルを完成品に組み込むにはさまざまな形態があるが、（証言が強調した）価格固定された液晶パネルの購入、製品の仕向地としての米国、そして米国に輸入される完成品の最終的な価格上昇の間にある統合された（integrated）密接で（close）かつ直接的な関係は、推測的なものでもなく、複数の無関係な取引層によって遮断されたものでもないとした¹²⁹⁾。さらに、これはLSL Biotechnologies事件と異なり、米国企業と外国企業間の協定の効果がトマト種子の将来的な技術革新の推測に依存しており、米国のトマト消費者に対する既存の効果を欠いていたようなものではないと述べた¹³⁰⁾。また、本件共同行為は、Minn-chem事件再審判決がいう「国外での行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらす状況」という範疇には入らないとも述べた¹³¹⁾。

2 Motorola事件における第七巡回区控訴裁判所の判断

2015年のMotorola事件は、AUO事件で問題となった違反行為により値上げされたカルテル対象商品の液晶パネルを購入した企業が提起した損害賠償を求める一連の訴訟のうち、重要な判示がなされた事例である。本件

126) *Hui Hsiung*, 758 F. 3d at 1094-95.

127) モニターの場合は70～80%、ノートパソコンの場合は30～40%である。

128) *Hui Hsiung*, 778 F. 3d at 759.

129) *Id.*

130) *Id.*

131) *Id.* at 760.

原告の米国内にある Motorola が購入した液晶パネルのうち、1% は Motorola 自社に販売され（カテゴリー①）、42% は Motorola の米国外の完全子会社に販売され、携帯電話に組み込まれて Motorola に販売され（カテゴリー②）、57% は Motorola の米国外の子会社に販売され、米国外に販売された（カテゴリー③）。第七巡回区控訴裁判所は、カテゴリー①は輸入取引例外に該当すると判断し、カテゴリー③は米国に入っておらず、かつ米国内の商業に効果を及ぼしていないとした。また、シャーマン法に基づくクレームを生ぜしめていないため、国内効果例外の要件を満たさず、シャーマン法が適用されないとした¹³²⁾。国内効果例外の該当性について争われたカテゴリー②に関して、第七巡回区控訴裁判所は結局のところ、直接性要件についての判断を表明せず、クレーム要件を欠くことに基づいて、Motorola の損害賠償請求を棄却した。

米国外の子会社に販売され、携帯電話に組み込まれて Motorola に販売された液晶パネルにより、米国に及ぼされた効果の直接性について、本件控訴審判決は、価格操作の行為者は米国内で液晶パネルを販売しているわけではなく、親会社による再販のために液晶パネルを製品に組み込んで米国に輸出する外国企業（Motorola の子会社）に販売しているのであるため、「外国の売り手がカルテルを結び、米国で求められている製品の価格を引き上げるために米国外で手段を講じ、（それに成功した後に）その製品を米国の顧客に販売した」とされる Minn-Chem 事件の事情に比べれば、本件における部品価格の操作がその部品の組み込んだ製品の価格に及ぼす効果は間接的であると判断した¹³³⁾。これは、「国外での行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらす状況」という FTAIA がシャーマン法に基づく賠償責任を否定すると述べられた状況に近いとした¹³⁴⁾。さらに、Motorola が主張した、海外子会社が液晶パネルに支払った金額は Motorola により決定された点について、本件控訴審判決は、

132) *Motorola*, 775 F. 3d at 817-18.

133) *Motorola*, 746 F. 3d at 844.

134) *Id.*

仮にMotorolaが被告から液晶パネルを直接購入し、そして液晶パネルを米国外の子会社に転売し、米国外の子会社が液晶パネルを用いて携帯電話を製造し携帯電話を米国に輸出したとしても、米国内の（携帯電話の）価格に与える効果は、海外子会社がMotorolaに請求したカルテル価格について交渉した場合と同じであると述べた。なぜなら、価格は同じカルテル価格である。そのため、米国内の取引（米国内の携帯電話の販売）に対する（間接的な）効果も同じであると述べた¹³⁵⁾。

本件控訴審判決に対し、Motorolaは再審理を求めた。また、DOJおよびFTCは一貫して合理的近因論を提唱し¹³⁶⁾、Motorolaの再審理の申立てを支持する意見書を出した。同意見書は、完成品の価格の上昇は液晶パネルのような重要な部品の価格を引き上げることの自然かつ予測可能な結果であり、被告らの反競争的行為の効果はその開始時（液晶パネルの過大請求）と終了時（液晶パネルを組み込んだ携帯電話の超過料金）の間で大きく変化せず、液晶パネルメーカーから米国の小売店まで「逸脱も中断もなく」進行了たのであると主張した¹³⁷⁾。また、再審理においてDOJおよびFTCは再度共同意見書¹³⁸⁾を出した。

競争当局から強い反発を受けた後、同じ三人の判事で構成される液晶パ

135) *Id.* at 845.

136) Minn-chem 事件で出された意見書では、外国メーカーの共謀により、米国内で販売される完成品に部品を組み込む他の外国メーカーに販売される部品の価格が固定されると、共謀者の競争制限行為は完成品の輸入取引に対する効果を近接的に引き起こすと、合理的近因論を主張する際に例として挙げた。DOJ & FTC, *supra* note 57, at 23-24.

137) DOJ & FTC, *supra* note 22, at 10; *see also* DOJ & FTC, *infra* note 138, at 14-15.

138) Motorolaの再審理の申立てを支持する前記の意見書と比べて、クレーム要件に関する意見をさらに表明したが、直接性要件に関する意見はほとんど変わらない。See Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Neither Party, *available at* <https://www.justice.gov/atr/case-document/brief-united-states-and-federal-trade-commission-amici-curiae-support-neither-0>.

ネルによる再審理が行われた¹³⁹⁾。その結果、再審判決¹⁴⁰⁾は、本件違反行為が及ぼした効果の直接性について判断を一部変更した。再審判決は、本件における米国への効果が「間接的」であるとは述べず、代わりにMinn-Chem事件における国内効果ほど直接的ではないと述べた¹⁴¹⁾。ただし、控訴審判決と異なり、本件再審判決は、本件における事実関係が「国外での行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらす状況」というFTAIAが確実にシャーマン法に基づく賠償責任を否定する状況に相当するものではないとした¹⁴²⁾。本件において部品がメーカーから海外子会社に販売され、海外子会社が部品を完成品に組み込み、完成品をMotorolaに販売して米国で再販したという事情は、『何層も』のようには見えず、米国の携帯電話に関する市場に『幾らかの波及効果』をもたらしただけではなさそうだ¹⁴³⁾が、その波及効果は控えめなものであるとした¹⁴⁴⁾。そこで本件再審判決は、米国の国内取引に対する直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果という要件は満たされていると仮定した¹⁴⁴⁾。

(二) グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件の判断基準

本節は、AUO事件控訴審判決およびMotorola事件再審判決において直接性要件の判断がどのように行われたのかについて比較し、グローバル・

139) 判決が下されてから14日以内（米国が原告となる場合などには45日以内）に、裁判所が見落とした、または誤解したと信じる法律ないし事実の各点を具体的に述べ、パネルによる再審の申立てを支持するための論拠が示される場合、裁判所は再審の申立てを認めることができる。Fed. R. App. P. 40.

140) 本件再審の原判決（2014年11月26日の判決）が下された後、さらに修正判決（2015年1月12日の判決）が出された。本件再審の修正判決は、再審の原判決の上でクレーム要件について一部修正したが、国内効果例外について変わりはないため、本稿はこれらの判決を区別せず、修正判決を基に再審判決について述べる。

141) *Motorola*, 775 F. 3d at 819.

142) *Id.*

143) *Id.*

144) *Id.*

サプライチェーンの下で米国に及ぼされた効果に対応するのにあたって直接性要件の判断基準が不明確となっている状況を明らかにする。また、グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件の解釈が困難となる原因を明らかにした上で、いくつかの重要な考慮要素を提示して検討する。

1 グローバル・サプライチェーンに関わる直接性要件解釈の混迷

AUO事件とMotorola事件では、液晶パネルという同じ製品について値上げを合意したという同一のカルテルに対し、共通するFTAIAの適用を扱っているにもかかわらず、第九巡回区控訴裁判所と第七巡回区控訴裁判所が至った結論は、公的執行と私訴の違いを示していると指摘されている¹⁴⁵⁾。また、FTAIAはシャーマン法上の損害賠償請求の場合にのみ適用され、シャーマン法上の刑罰規定の適用および差し止め請求に関しては適用されないとも解される¹⁴⁶⁾。

諸判決の判断が分かれた点の一つは、国内効果例外における「直接的」の解釈である。具体的には、米国内の親会社にその米国外の子会社から完成品が転売された場合、完成品に組み込まれた海外子会社により購入された部品について国外で行われたカルテルが米国へ及ぼした効果は「直接的」であるかという問題が、直接性要件の解釈において新たな問題点となっている。AUO事件で立証水準のより高いと思われる刑事事件でより厳しい基準となる即時的結果論に基づいて、米国に及ぼされた効果が「直接的」と認められたにもかかわらず、民事事件であるMotorola事件では効果の直接性が認められなかったことから、両裁判所の対立は明らかであるといえよう。

直接性要件の判断基準について、AUO事件において第九巡回区控訴裁判所は、行為が被告の活動の即時的な結果として生じる場合に直接的効果

145) 越知保見「モトローラ事件・AUO刑事事件高裁決定から読み解く国際的執行に関する行為・効果基準とブラウン管カルテル事件」公正取引774号(2015)35頁参照。

146) 松下満雄「米国「外国取引反トラスト法改善法」(FTAIA)の研究：モトローラ事件を中心に〔下〕」国際商事法務43巻3号(2015)334頁。

を有すると判示した。AUO事件控訴審判決は、即時的結果論に基づいて本件において米国への効果が「直接的」であると判断するにあたって、完成品の最終的な仕向地が米国であること、および反競争の効果が現実的に米国で及ぼされたことを重要視している。本件家電商品の製造に関するグローバル・サプライチェーンの下でさまざまな取引の形態があるとしても、完成品が最初に米国向けとされ、かつ最終的にも米国の顧客に配送されたのであれば、米国で生じた効果は「時間または空間的にある地点から別の地点へ逸脱または中断することなく進む」もの、すなわち反競争的行為の即時的な結果と認められるように解される。一方、Motorola事件において第七巡回区控訴裁判所は、即時的結果論と合理的近因論のどちらを採用したのかについて言及せず、本件国内効果の直接性の有無について明確な判断もしていない。Motorola事件再審判決は、液晶パネルが海外子会社により購入されてからMotorolaに転売されたこと、および液晶パネルはそのままでも完成品に組み込まれてから米国に入ったことを強調しているが、これはあくまで本件事実関係の特徴について述べているのに過ぎず、本件事実関係の特徴からどのように直接性要件の判断に関する考慮要素を抽出するのかについては示していない。また第七巡回区控訴裁判所は、米国外で1層か2層しかない販売・製造・流通のシステムと、何層にも重なっているシステムとを区別してもいない¹⁴⁷⁾。

さらに、AUO事件控訴審判決は、本件における米国への効果が「直接的」であると肯定する際に、LSL Biotechnologies事件およびMinn-chem事件と比較をした。一方、Motorola事件の控訴審判決と再審判決が本件における米国への効果の直接性について分析する際には、分量が多くない一段落でMinn-chemに3度も言及して、Minn-chem事件における米国への効果および「波及効果」との比較に依存していると評価できる。しかし、Minn-chem事件再審判決が「国外での行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらす状況」と述べたのは、規範とし

147) See John Deq. Briggs, *Schrödinger's Cat and Extraterritoriality*, 29 ANTITRUST 79, 82 (2014).

て「直接的」効果の判断基準を判示したわけではない。これは、具体的事実関係に対処し、裁判所や企業が反トラスト法の適用範囲を理解するのに役立つ実用的な基準ではないと指摘されている¹⁴⁸⁾。また、この表現はあくまで、直接的効果の範囲外のものを説明するものであり、「国外での行為が何層ものフィルターを通過し、最終的に幾らかの波及効果をもたらす状況」に該当しないとしても必ずしも直接性要件を満たすわけでもない。さらに、Minn-chem事件において、効果例外の分析にあたるのは米国外での価格上昇から及ぼされた米国への効果であり、米国への直接販売はあるものの、米国に直接販売された商品そのものの価格を固定したわけではない。この点においてはAUO事件およびMotorola事件も同様であるといえ、単に商品が違反行為者により直接米国に販売されたか否かに基づいて、米国への効果の直接性の程度を比較するのは疑問の余地がある。また、Motorola事件のカルテル商品は海外子会社により完成品に組み込まれて米国に販売されたものであり、違反行為者が直接米国の顧客に商品を販売したMinn-chem事件とは事実面では異なる¹⁴⁹⁾。世界第一の消費国である中国での価格上昇から及ぼされた米国への効果と、部品の価格上昇から完成品の価格への効果のどちらがより直接的であるかを比較するのは容易ではない。

いずれにせよ、第七巡回区控訴裁判所は米国への効果が「直接的」であるか否かを判断する枠組みを導入するのではなく、この問題に対してアドホック¹⁵⁰⁾的なアプローチをとり続けていると批判されている¹⁵¹⁾。これらの基準のいずれについても、異なる事実関係に適用される場合の結果を予

148) Leon B. Greenfield, Steven F. Cherry, Perry A. Lange & Jacquelyn L. Stanley, *Foreign Component Cartels and the U. S. Antitrust Laws: A First Principle Approach*, 29 ANTITRUST 18, 21 (2015).

149) Lizl Leonardo, *A Proposal to the Seventh and Ninth Circuit Split: Expand the Reach of the U. S. Antitrust Laws to Extraterritorial Conduct That Impacts U. S. Commerce*, 66 DEPAUL L. REV. 175, 200 (2016).

150) ad hoc. 先例性が限定される。

151) Joseph E. Harrington, *Motorola Mobility and the FTAIA: A Deterrence Based Definition of "Direct" Effect*, CPI ANTITRUST CHRON., Sept. 2014(2), at 3.

測することは難しく、同じ事実関係にこれらの基準を適用した場合に異なる結果が出るかどうか不明であるため、域外行為に対する米国反トラスト法の適用に混乱をもたらし得ると指摘されている¹⁵²⁾。

2 即時的結果論および合理的近因論にもたらされる現代的な課題

グローバル・サプライチェーンには、さまざまな構造の設計が成り立ち得る。米国外で行われた反競争的行為による効果がグローバル・サプライチェーンにおける複数の製造・流通の段階に通じて最終的に米国に伝達するという過程は、一見すると、直接性要件を認めることを困難にするようにも思われる。しかしながら、グローバル・サプライチェーンの性質には、必ずしも反競争的な損害の伝達を妨げ、あらゆる国内への効果を許容できないほど遠隔的かつ間接的なものにする性質は内在しておらず、米国外の行為と米国内の効果との間の因果関係が特定の事案においてFTAIAの下で十分に「直接的」であるかどうかは、市場の構造や因果関係の連鎖の各連結における商業関係の性質を含む多くの要素に依存している¹⁵³⁾。具体的にどの要素に焦点を当てるのかというのは、即時的結果論か合理的近因論かを問わず、グローバル・サプライチェーンの時代における直接性要件の判断基準の形成にとって重要な課題となる。

AUO事件およびMotorola事件は、その事実関係からすれば、カルテル商品の流通過程に親子会社および商品の変形が介在するという特徴を指摘することができる。このような米国外で行われた部品に関する価格カルテルにより、米国企業の海外子会社によるカルテル商品の転売を經由し、そして完成品の米国への輸入を通じて米国に及ぼされた効果が「直接的」であるか否かについて、因果関係の観点から考えられる要素は、少なくとも以下の3つ、すなわち、①部品の価格の割合、②価格決定、および③親子会社の関係が挙げられる。

まず①部品の価格の割合が米国外で行われた部品のカルテルとそれに

152) Lobas, *supra* note 85, at 9.

153) Lotes, 753 F.3d at 413.

よって米国に及ぼした効果の間の因果関係にどのような影響を与えるのが問題となる。AUO事件控訴審判決が完成品の価格に占める部品の価格の割合を考慮したのは、部品の価格上昇がすぐに完成品の価格に効果を及ぼすことを説明するためであると考えられ、その上で米国に及ぼした効果が部品の価格上昇の「即時的な結果」であると判断した。この点、液晶テレビに組み込んだ液晶パネルはコストの数十パーセントを占めていることに対して、携帯電話に組み込んだ液晶パネルは数パーセントにとどまることに留意すべきであるとも指摘されている¹⁵⁴⁾ものの、Motorola控訴審判決と再審判決は直接性要件の分析において部品の価格の割合について言及していない。因果関係の観点からすれば、部品の価格の割合はむしろ部品の価格上昇が引き起こした完成品の価格上昇の程度に関わっており、部品の価格の割合が小さく、引き起こされた完成品の価格上昇の程度も軽微である場合にも、部品の価格上昇と完成品の価格上昇との間の「引き起す」という因果関係は同様であろう。合理的近因論の下でいえば、部品の価格の割合は、米国外で行われた部品に関する価格操作の行為がそれによって米国に及ぼした効果の近因であるか否かの判断に影響しないと考えられる。部品の価格の割合は、最終的に完成品にもたらされる価格上昇の効果の程度に関係している。

次に②価格決定について、米国企業あるいはその海外子会社が価格操作された部品を組み込んだ米国外で製造された携帯電話について、米国の消費者にどのような価格を請求するかを決定することが、行為とその効果の間の因果関係を中断させるものに該当する可能性がある¹⁵⁵⁾。この点、合理的近因論を主張するMotorola事件における共同意見書によると、Motorolaがどのくらいの価格で販売するかは決定は中断原因または独立参入原因ではなく（携帯電話の購入者がその価格を受け入れる決定も同様である）、因果関係の中間的な繋がり（intermediate link）であり、このような中

154) 越知・前掲注145) 39頁。

155) ただし、Motorola事件再審判決（および控訴審判決）は、専らクレーム要件を分析する際にMotorolaの価格決定について考慮した。*Motorola*, 775 F. 3d at 819-20.

間的な繋がりだけでは結果を間接的なものとするのではない¹⁵⁶⁾。また、AUO事件およびMotorola事件のような購買から製造、製造から流通というサプライチェーンの中では比較的シンプルな構造では、違反行為者の行為は損害をもたらした唯一の要素であるとも指摘されている¹⁵⁷⁾。即時的結果論の下では、カルテルによる部品の価格上昇が、完成品の価格に占める割合に基づいて完成品のコスト上昇にそのまま反映されるのであれば、効果が「直接的」であると解される¹⁵⁸⁾。合理的近因論の観点からすれば、米国企業の海外子会社がカルテル商品を組み込んだ完成品を転売する際の価格設定は、カルテルによる部品の価格上昇が完成品の価格に占める割合に基づいて完成品のコスト上昇に反映される程度に相当する範囲内にあるものであれば、米国外の行為と米国内の効果の因果関係が中断されないと解される¹⁵⁹⁾。ただし、もし転売される完成品の価格が上昇していなかったら、そもそも米国への効果が及ぼされていないと考えられる。逆にいえば、米国企業の海外子会社がカルテル商品の購入による損害を完全に第三者に転嫁したのみならず、さらに転売により利益を得た場合、米国への効果は「直接的」であるとはいえない。

また③親子会社の関係、すなわち米国内にある親会社と米国外にある子会社の関係も、米国外の行為と米国内の効果の間の因果関係を分析する際に重要な考慮要素となる。この点、Motorola事件再審判決は、米国外にある子会社はMotorolaに所有されているとはいえ、Motorolaそれ自体ではなく、Motorolaとその子会社はMotorolaが主張したように「単一の企業」として機能しているわけではないとした¹⁶⁰⁾。その理由として、Motorola事件再審判決はクレーム要件について分析した部分において、Motorolaが米国外で設立した子会社は外国法に従う企業であるため、そ

156) DOJ & FTC, *supra* note 138, at 14-15.

157) Smith, *supra* note 115, at 2093.

158) 越知・前掲注8) 1471頁参照。

159) 越知・前掲注8)。

160) *Motorola*, 775 F. 3d at 818.

の外国で受けた損害は米国法で調整するものではないと述べた¹⁶¹⁾。しかし、米国外の行為が米国外の子会社を通じて国内に及ぼした効果の直接性について判断する際には、米国の親会社と米国外の子会社の関係に関して、必ずしもクレーム要件あるいは損害賠償請求の分析と同様の考え方を採る必要がない。特に公的執行の場合には、さまざまな取引の実態に即してより細かく分析する余地があり、米国の親会社と米国外の子会社の関係をそれぞれ独立した単位として、または一つの全体としてしか見なすことができないわけではないと考えられる¹⁶²⁾。例えば、パソコンの部品たる光学ドライブに関する国際的な価格カルテルが問題となった2020年のHP事件¹⁶³⁾では、事実関係においてMotorola事件に類似して、米国外で価格操作された部品の流通がMotorola事件のように3つのカテゴリーに分けられた。本件では、直接性要件について争われたのではないが、部品が海外子会社により完成品に組み込まれ、米国の親会社に配送されたカテゴリーについて、被告の行為が原告（米国にある親会社）のクレームを生じさせたかを判断するために、第五巡回区控訴裁判所は事実認定に焦点を当て、カルテル部品を購入したのは海外子会社ではなく米国にある親会社であったと認定した。こうして、価格操作された部品が書面上で米国の親会社により購入され、物理的に海外子会社に配送された場合、米国への効果は部品が海外子会社により購入された場合より直接的であると考えられ¹⁶⁴⁾、FTAIAにいう「直接的」に該当するかもしれない。

161) *Id.* at 820.

162) AUO事件控訴審判決は、被告と米国にある親会社との直接交渉があることを一つの理由として、相当数の完成品は米国を仕向地として、共謀の現実的な結果が米国内の顧客への値上げであるとした。*Hui Hsiung*, 778 F. 3d at 759.

163) *Hewlett-Packard Co. v. Quanta Storage, Inc.*, 961 F. 3d 731 (5th Cir. 2020).

164) ただし、前述の通り、Motorola事件控訴審判決は、最終的に米国に入った完成品の価格が同じであるため、両者の米国への効果も同じであるとした。

五 むすびにかえて

本稿は、反トラスト法域外適用について規定している FTAIA の国内効果例外における直接性要件に関する即時的結果論および合理的近因論それぞれが登場した事例および関連する議論を整理した上で、後者が比較的に有力説となっている現状を確認した。ただし、両説に関して、最高裁判決が出るまでは、直接性要件の判断基準が巡回区によって異なることが予想される¹⁶⁵⁾。そこで、同じく因果関係に注目している両説がグローバル・サプライチェーンの下でもたらされる米国への反競争的效果に対応する際に、AUO 事件および Motorola 事件を素材として、どのような解釈問題が実際に現れているのかを明らかにした。

他方、FTAIA の国内効果例外に該当するには、直接性要件のみならず、クレーム要件をも満たさなければならない。特に私訴では、クレーム要件を欠くことで原告の請求を棄却した事例が少なくない。直接性要件とクレーム要件との関係性については、今後の研究課題としたい。

165) See Cassandra Beckman Widay, *Minn-Chem and the New Normal: A Revitalized Foreign Trade Antitrust Improvements Act*, 46 CONN. L. REV. 309, 327 (2013).

段 禹成 (ダン ウセイ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 華東政法大学大学院法律碩士教育センター修士課程
所属学会 日本經濟法学会
専攻領域 經濟法
主要著作 「外国取引反トラスト改善法における輸入取引に関する行為」『法学政治学論究』第141号 (2024年)